

《鳴門市農業委員会 11月総会 議事録》

開催日時 令和3年11月29日（月）午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員

1番	石園 順市	2番	稲木 伸顕	3番	井上 富夫
4番	大西 善郎	5番	小川 佳	6番	里見 廣治
7番	高田 吉敏	8番	竹村 昇	9番	谷口 清美
10番	中井 弘	11番	濱堀 秀規	12番	林 恭子
13番	林 博子	14番	平瀬 惣一	16番	藤江 厚子
17番	藤本 詳治	18番	増金 義文	19番	松浦 秀樹
20番	向 栄治				

欠席委員

議 案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)

所有権移転 2件

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

5件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

5件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 7件

②農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 1件

③農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書 1件

④農地法第18条第6項の規定による通知について (経営基盤法) 5件

⑤使用貸借解約について 3件

⑥地目照会について 1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和3年11月の農業委員会を開会いたします。
それでは開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数19名の内、出席委員19名、欠席委員0名であり、過半数に達しております。
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立している
ことをご報告いたします。
それでは進行は、谷口会長よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。
本日の議事録署名人は、20番 向委員、1番 石園委員にお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入
ります。
この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について >
所有権移転 2件

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。
ご質問・ご意見等は無いようでございますので、採決いたします。
『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』につきましては原案どおり承認といたします。
次に、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入
ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件>
・申請番号1～5について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見をお願いします。

申請番号1番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

高田委員

7番。借人は貸人の孫にあたります。現在、かんしょを生産している農家です。

申請地には現在もかんしょが作付されており、今後も継続して栽培を行う計画となっております。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号1番について採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号2番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

藤江委員

16番。譲受人は現在、大麻町でさといも、じゃがいも、そら豆を栽培している農家です。申請地についてはこれまでさといも、水稻を栽培しており、取得後もさといも、じゃがいも、そら豆を栽培する計画です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号2番について採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

無いようでございますので申請番号2番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号3番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

井上委員

3番。譲受人は現在、大麻町で水稻を栽培している農家です。

申請地「大麻町桧字●●●」についてはこれまで水稻を栽培しており、取得後も同様に水稻を栽培する計画です。また、申請地「大麻町桧字▲▲▲」については、現在休耕地となっておりますが、取得後は水稻を栽培する計画です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 　　ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 　　<異議なし>

谷口会長 　　無いようでございますので申請番号3番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号4番について、地元委員さんからご意見を願います。

事務局係長 　　申請番号4番と5番につきましては、廣瀬委員のご担当であります。ご意見については事前に事務局で伺っておりましたので、この度は事務局の方で代読させていただきます。
譲受人は現在、大麻町でレンコンを栽培している農家です。
申請地についてはこれまでレンコンを栽培しており、取得後もレンコンを栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えているという事でした。

谷口会長 　　ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号4番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 　　<異議なし>

谷口会長 　　無いようでございますので申請番号4番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号5番について、地元委員さんからご意見を願います。

事務局係長 　　こちらも廣瀬委員のご担当ですので事務局が代読させていただきます。
譲受人は現在、大麻町でレンコンを栽培している農家です。
申請地についてはこれまでレンコンを栽培しており、取得後もレンコンを栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えていると伺っております。

谷口会長 　　ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号5番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 　　<異議なし>

谷口会長 　　無いようでございますので申請番号5番については原案どおり許可といたします。

以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長

<3. 農地法第5条の規定による許可申請について 5件>

・申請番号1～5について申請内容説明

谷口会長

次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。

申請番号1番について、地元委員さんご意見お願いいたします。

井上委員

3番。申請地は、板東小学校から南西に位置する農地です。

譲渡人は、労力不足からここ数年耕作しておらず、後継者も居ないため、申請地の維持管理に困っていました。

この度、申請地に太陽光発電施設を設置することで譲受人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請となりました。

事業計画では、土砂の搬入は行わず、整地して防草シートを敷くとともに、周囲にフェンスを新設して被害防除を図ります。

排水については雨水のみであり、地下浸透にて処理する計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、板東小学校から南西へ約800mに位置しており、県道檜藍住線や宅地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

譲渡人は、労力不足からここ数年耕作しておらず、後継者も居ないため、申請地の維持管理に困っていました。

この度、申請地に太陽光発電施設を設置することで譲受人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請となりました。

事業計画では、ソーラーパネルを138枚設置、35.4kwの発電出力が見込まれております。

本設備は平成31年3月に別の事業者が10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けた後、譲受人への事業譲渡に係る変更認定は令和3年7月に下りています。四国電力株式会社との電力供給契約も同様に、別の事業者が平成31年4月に締結した後、令和3年5月に名義変更がなされております。

事業計画では、土砂の搬入は行わず、整地して防草シートを敷くとともに、周囲にフェンスを新設して被害防除を図ります。排水については雨水のみであり、地下浸透にて処理する計画です。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については
適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1番については原案通り承認といたします。

次に、申請番号2番から5番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

石園委員

1番。再審議となりますので、改めて説明します。

申請地は、JR阿波大谷駅から南西に位置する農地です。

譲渡人らは申請地にて稲作を行っていますが、体力の衰えや後継者の不在から耕作を続ける
ことが難しくなりつつあるため、申請地を売却したいと考えていました。

この度、太陽光発電施設の設置場所を探していた譲受人との間で売買の話がまとまったため、
今回の申請となりました。

事業計画では、整地のみ行い、フェンスを設置して被害防除を図ります。排水については雨
水のみであり、地下浸透処理とする計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

本件（申請番号2～5）は、令和3年8月定例会において「審議保留」とされていた案件で
す。

この度、懸案事項であった文化財保護法に基づく試掘調査の結果について、申請地での着工
を許可する内容の通知書が交付され、これが譲受人から提出されましたので、改めてご審議い
ただくものです。

申請地は、JR阿波大谷駅から南西へ約30mに位置しており、周囲をJR鳴門線、第二大
谷川、宅地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

譲渡人は申請地にて稲作を行っていますが、体力の衰えや後継者の不在から耕作を続けるこ
とが難しくなりつつあるため、申請地を売却したいと考えていました。この度、太陽光発電施
設の設置場所を探していた譲受人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請となりま
した。

申請地は農業振興地域内農用地でしたが、令和2年9月に今回の申請と同目的で除外申請が
なされており、その手続きは完了しています。

事業計画では、他の申請と合わせてソーラーパネルを1,520枚設置、400kwの発電出
力が見込まれております。

本設備は令和3年1月に250kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も同月になされております。

事業計画では、整地のみ行い、フェンスを設置して被害防除を図ります。排水については雨水のみであり、地下浸透処理とする計画です。

なお、申請地を含む大谷字前場は、その全域が埋蔵文化財包蔵地として周知されているため、譲受人は鳴門市教育委員会に対し、文化財保護法第93条に基づく届出を行っていました。この度、試掘調査の結果として、着工を許可する「慎重工事」との結論が示されましたので、農地法施行規則第57条第2号「行政庁の許可等を必要とする場合にその見込みが無い場合は許可できない」の規定にはあたらないこととなります。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であるため、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号2番から5番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番から5番については原案通り承認といたします。
以上で、『議案第3号』については、全てご審議いただきました。
次に、『議案第4号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 <4. 報告事項 18件>

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	7件
②農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
③農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書	1件
④農地法18条第6項の規定による通知について（経営基盤法）	5件
⑤使用貸借解約について	3件
⑥地目照会について	1件

谷口会長 ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問ございませんか。
無いようでございますので、『議案第4号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。
以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。
その他、何かございますか。事務局は何かございますか。

事務局次長 先日、皆様に連絡させていただいたとおり廣瀬委員が11月18日にお亡くなりになられま

した。

廣瀬委員が担当されている地区の案件の取り扱いについてお話をさせていただきます。

今後新しく農業委員の方の任命の手続きを進めていく予定ですが、公募等の手続きがあるため期間が必要になってきます。

その期間については、馬詰地区の担当であり、現在も東馬詰地区の一部を担当していただいている里見委員に新しい委員さんが任命されるまでは、地区の担当をしていただくのがよいかと考えております。

事務局の方からも、お話はさせていただきます承をいただいております。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 他に何かございますか？

事務局次長 公募の手続きについては、事務局で確認させていただきます。手続きが始まり次第、報告させていただきますのでよろしくお願いします。

谷口会長 それでは、里見委員には、次の農業委員が決まるまでご協力よろしくお願ひ申し上げます。これもちまして令和3年11月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 14時40分

令和3年11月29日

会 長 谷 口 清 美

議事録署名者 向 栄 治

議事録署名者 石 園 順 一